

2013年分個人所得税の主な改正事項

税理士 西川真幸

復興特別所得税の創設

東日本大震災の復興財源に充てるため、2013(平成25)年から2037(平成49)年までの25年間の各年分の所得税について、通常の所得税額に2.1%を乗じた金額を復興特別所得税として申告・納付する必要がある。

なお、個人住民税については、2014(平成26)年から2024(平成36)年の10年間の均等割額が現行より1,000円引き上げられる。

給与所得控除の上限設定

給与等の収入金額が1,500万円を超える場合の給与所得控除額については、245万円の上限が設けられた。

なお、2014(平成26)年度の税制改正案では、2016(平成28)年分より給与等の収入金額が1,200万円を超える場合の給与所得控除額の上限を230万円に、また、2017(平成29)年分より給与等の収入金額が1,000万円を超える場合の給与所得控除額の上限を220万円に引き下げることとされている。

退職所得課税の見直し

退職所得は、退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した残額の2分の1の金額に課税されるが、勤続年数が5年以下の法人役員等に対する退職手当等については、退職所得控除額を控除した残額の2分の1とする措置が廃止された。

2014年以降に適用のある改正事項

証券税制

上場株式等の配当・譲渡所得等に係る軽減税率(所得税7%・住民税3%)は、昨年12月31日をもって廃止され、本年1月1日より本則税率(所得税15%・住民税5%)が適用される。

日本版ISAの創設

最大500万円の上場株式や公募の株式等投資信託等への非課税投資を可能とする日本版ISA(非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置)が創設された。

・非課税対象...非課税口座内の少額上

場株式等の配当、譲渡益

- ・非課税投資額...毎年、①新規投資額及び②継続適用する上場株式等の時価の合計額で100万円を上限(未使用枠は翌年以降繰越不可)
・非課税投資総額...最大500万円(100万円×5年間)
・口座開設期間...2014(平成26)年1月1日から2023(平成35)年12月31日まで
・保有期間...最長5年間、途中売却は自由(ただし、売却部分の枠は再利用不可)

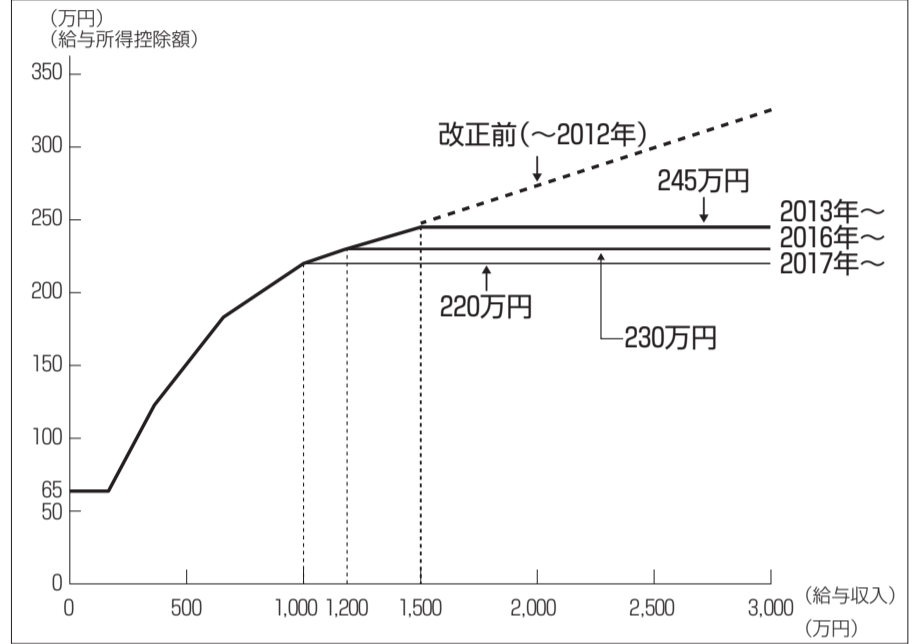
社会保険診療報酬の所得計算の特例(措置法26条)の縮小

特例の対象者から、その年の医業及び歯科医業に係る収入金額が7,000万円を超える者を除外することとされた。個人については2014(平成26)年分以降について適用され、法人については2013(平成25)年4月1日以降に開始する事業年度から適用される。

参考事項

本年より全ての白色申告者に記帳・帳簿等の保存が義務づけられた。

図 給与所得控除の上限設定



確定申告書B 記入例

Form for tax return (FA0029) for a dentist. Includes sections for personal information, income, deductions, and tax calculation. The 'Income' section shows a total of 14,424,192 yen. The 'Deductions' section shows a total of 3,676,320 yen. The final taxable income is 11,182,276 yen.

Form for tax return (FA0073) for a dentist. Includes sections for personal information, income, deductions, and tax calculation. The 'Income' section shows a total of 1,805,629 yen. The 'Deductions' section shows a total of 101,000 yen. The final taxable income is 1,704,629 yen. Includes a section for 'Special provisions' (措置法26条) and 'Special provisions for business' (事業専従者に関する事項).

措置法26条を適用する場合必ず記入

「番号」を「8」とし、保険診療分所得を記入